

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証)</p> <p>第7条 第1項から第3項まで (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(印鑑登録証)</p> <p>第7条 第1項から第3項まで (略)</p>
	<p><u>4 印鑑登録証は、次に掲げる効力を有するものとする。</u></p> <p>(1) <u>印鑑の登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができないものであること。</u></p> <p>(2) <u>市長は、印鑑登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものであること。</u></p> <p><u>(印鑑登録証の特例)</u></p>
	<p><u>第7条の2 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、知多市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成15年知多市条例第17号）第2条第1号イに規定するサービスについて、同条例第3条に規定する利用機能等が記録された住民基本台帳カードは、印鑑登録証とみなす。</u></p> <p><u>2 前条第1項の規定により印鑑登録証の交付を受けた者から、知多市住民基本台帳カードの利用に関する条例第5条第1項の規定により同条例第2条第1号イに規定する多目的利用サービスの内容の変更の申請があつた場合は、市長</u></p>

改正後	改正前
	<p>は、既に交付した印鑑登録証と引換えに印鑑登録証明書の利用機能等を住民基本台帳カードに記録するものとする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により、印鑑登録証明書の利用機能等を住民基本台帳カードに記録した者が当該利用機能等を取り消した場合は、その者に印鑑登録証を交付するものとする。</p> <p>4 前条第4項に規定する印鑑登録証の効力については、次の各号に掲げる端末機に、当該各号に掲げるカード等を読み取らせ、利用に係る暗証番号を自ら入力することにより同様の効力を有するものとみなす。</p> <p>(1) 多機能端末機（知多市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第1号に規定する多機能端末機をいう。）印鑑登録証明書の利用機能等を記録した住民基本台帳カード、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備をいう。）</p> <p>(2) 窓口専用端末機（知多市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する窓口専用端末機をいう。）印鑑登録証明書の利用機能等を記</p>

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>前項の申請は、印鑑登録証を添えて書面で行わなければならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項の申請があつたときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(多機能端末機等による印鑑登録証明書交付の申請)</u></p> <p><u>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、印鑑登録証明書を作成する機能を有するものをいう。）及</u></p>	<p><u>録した住民基本台帳カード又は個人番号カード</u></p> <p>(印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 市長は、<u>前項の申請があつたときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の印鑑登録証明書の交付と引換えに当該申請をした者から知多市使用料及び手数料条例（昭和45年知多市条例第54号）に定める手数料を徴収する。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>び窓口専用端末機（窓口において証明書の交付の申請等をすることができる端末機をいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けること</u> <u>ができる。</u></p>	